

認知症を身近に感じよう

☎高齢者支援課☎内線2622

認知症の方や家族が地域で安心して暮らすためには、周囲の理解と見守りが大切です。市では「認知症にやさしいまち三鷹」を目指し、認知症への理解を深める展示と講座を行います。

●認知症関連書籍のご紹介

認知症に関する図書の展示と貸し出し、パネル展示を行います。
☎10月1日(出)～30日(日)
☎三鷹図書館(本館)



●認知症サポーター養成講座

誰もがかかる可能性のある認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。

☎10月22日(出)午後2時～3時 人30人
☎同館 申同課☎内線2622へ(先着制)

◇内容
認知症について、認知症の方への接し方など

平成28年度セカンドライフ相談会 三鷹のまちで「探す」「見つける」セカンドライフ

☎高齢者支援課☎内線2626

会社を定年退職した方や、退職を控え「セカンドライフ」の過ごし方を考えている方、子育てが一段落ついた方、地域に根差した活動をしたい方にはぜひお勧めです。今まで培ってきた経験や知恵、特技、能力を地元・三鷹で発揮する「活躍の場」を探しませんか。

市内には、仕事や趣味を通して地域活動に参加できるさまざまな団体があり、新たに活動を始める機会や学びの場も多数あります。まずは気軽に会場へお越しください。

☎9月24日(出)午前10時30分～午後3時(受付は2時30分まで)

人おおむね55歳以上の方

☎上連雀分庁舎(上連雀8-3-10) 申当日会場へ

三鷹市シルバー人材センター(会員数:約1,500人)

定年後も仕事をしたい方を対象に、比較的負担の軽い就業を紹介し、働くことを通じて地域社会への参加を支援しています。また、ボランティア活動から仲間づくりのチャンスも生まれます。

わくわくサポート三鷹

仕事探しと、企業の求人活動をお手伝いする無料職業紹介所です。就職支援セミナー・面接会を開催し、就職に関する相談も承ります。

三鷹いきいきプラス(会員数:約2,700人)

シニアの豊かな経験と知恵を生かした活躍の場づくりをしています。「仕事や活動をしたい人」と「人材募集や仲間づくりを希望する人」を相互に紹介するマッチング事業や、講演会、交流会、パソコン講習会、サークル活動などを行っています。

福祉についてのアンケート調査にご協力ください —対象の方に調査票を発送しました—

☎障がい者支援課☎内線2652

市では、今後の障がい福祉サービスの向上と次期の障がい福祉計画などの策定に向け、現状やご要望に関するアンケート調査を実施しています。

人65歳未満で、身体障害者手帳・東京都愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療(精神通院)・特定疾患手当を受給中の方①18歳未満=全員、②18～64歳=約1,800人(無作為抽出による)

◆回答方法 9月30日(金)(消印有効)までに同封の返信用封筒(切手不要)で返送してください。
※ふりがな付きの調査票もご用意しています。希望者はご連絡ください。

対象世帯は忘れずに申請を!

家庭系ごみ指定収集袋をお渡しします ☎ごみ対策課☎内線2535

減免対象になる世帯

- ①生活保護を受給している
- ②中国在留邦人等支援給付を受給している
- ③児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している
- ④高齢福祉年金を受給している
- ⑤75歳以上の方のみで、収入が年金のみまたは収入がない
- ⑥身体障害者手帳(1・2級)、東京都愛の手帳(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかを持つ方がいて、全員が住民税非課税

交付枚数とサイズ

1世帯当たり100枚(1年間分)。単身世帯はS袋(10ℓ)、2～4人世帯はM袋(20ℓ)、5人以上の世帯はL袋(40ℓ)

物減免事由の分かるもの、身分証明書、交付された袋を入れるマイバックなど

☎9月27日(火)～10月27日(木)の平日(10月1日(土)と16日(日)は実施)午前9時～午後4時30分に第三庁舎へ

※10月28日(金)以降は同課(第二庁舎2階)でお渡しします(11月以降は交付枚数が少なくなります)。

※本人が来庁できない場合は代理申請が可能ですが、委任状・申請者の身分証明書(コピー可)・代理人の身分証明書が必要です。

※1月2日以降に転入した⑤⑥の方は、世帯員全員の平成28年度住民税課税・非課税証明書(1月1日時点の所在地で発行)を併せて提出してください。

三鷹市社会福祉事業団の 食事配達サービスを ご利用ください



食事の例

日常生活にお困りの高齢者や障がいのある方などへ、管理栄養士監修の栄養バランスに配慮した温かい手作りの食事(昼・夕)を、年中無休で配達します。月1食から利用でき、配達の際に安否確認や希望者には薬の服用などの声掛けも行う、安心の福祉ケア付き食事配達サービスです。

人市内在住の65歳以上の方、障がいのある方、病弱な方

申問 同事業団 ☎43-88004

¥会費 500円/月額、1食760円(税込)

10月は消費者月間です

☎消費者活動センター☎43-7874

消費者被害ゼロへ! 「消費者被害防止キャンペーン」

悪質商法に対する注意喚起と、被害の未然防止を呼び掛け啓発品を配ります。悪質商法は常に新しい手口で市民のみなさんを狙っています。おかしいと感じたら、すぐにご相談ください。

☎10月1日(出)午前11時～正午

☎JR三鷹駅南口周辺



消費者相談窓口 ☎47-9042

契約上のトラブル、商品やサービスに関する相談など、消費活動全般にわたる相談を受け付けています

☎月～金曜日午前10時～正午、午後1時～4時(祝日・年末年始を除く)

消費者月間 記念講演会

「毎日の私たちの水 —100年後の水を守るために—」

水不足や水質汚染など、水の問題は人類の生存をおびやかす深刻なレベルになりつつあります。未来に向けて「水」を守っていくには何が必要か、現状と課題について考えます。

☎三鷹市消費者団体連絡会

☎10月13日(木)午前10時～正午 人50人

☎同センター 講水ジャーナリストの橋本淳司さん

申当日会場へ(先着制)



消費者相談窓口から 308 コンビニ払いを指示する 架空請求にご注意!

相談事例 1

スマートフォンに着信履歴があったのでかけ直してみると、「有料サイトの料金が未払いのため、法的措置を取る」と自動音声流れた。いくつかの選択肢から一つ選ぶように言われたので「料金の確認」の番号を押すと、電話が転送されて男性が出た。支払番号を伝えられ、コンビニで支払うように指示されたため、コンビニのマルチメディア端末に番号を入力し、出てきた紙をレジに持って行き支払った。領収書を見ると、入金者は知らない人の名前になっており、何かの商品代金を支払ったことになっていた。(50代・男性)

相談事例 2

携帯電話に何度も電話があり、「有料動画サイトの利用料金が未納のため、支払わなければ訴訟を起こす」と言われた。今日中にコンビニでマルチメディア端末を操作して利用料10万円を支払うよう指示され、支払った。領収書には別の人の名前が書いてあり、支払先にはチケットサイトのような名称が記載されていた。(30代・女性)

アドバイス

携帯電話やスマートフォン、パソコンに「有料サイトの料金が未納なので、料金を支払わないと法的手続きを取る」などの電話やメールが突然届くといった架空請求に関する相談が増えています。これまでの架空請求では、クレジットカードや銀行振込などが利用されていましたが、最近では、業者がインターネットで行った買い物などの支払番号を消費者に伝え、コンビニでその支払番号を使って支払いをさせるという、コンビニ払い(コンビニ収納代行)の仕組みを悪用した詐欺の被害も増えています。

身に覚えのない請求や、不審な請求には、返信しないようにしましょう。突然、支払番号を伝えられ、コンビニで支払うよう指示された場合は、すぐに支払わずに消費者相談窓口や消費者ホットライン☎188に相談しましょう。支払った後でトラブルに気付いた場合は、直ちに領収書に書かれている事業者へ連絡しましょう。